

富士河口湖町公衆無線 LAN サービス利用規約

（目的）

第1条 本規約は、町民並びに来訪者の情報の取得及び発信の利便性の向上を図るため、富士河口湖町（以下「町」という。）が整備した公衆無線 LAN サービス（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

（利用者）

第2条 本規約でいう利用者とは、本サービスを利用する町民及び来訪者をいう。

（本サービスの内容）

第3条 利用者は、本サービスを利用してインターネットに接続することができる。

（利用場所及び利用時間）

第4条 本サービスが利用可能な場所は別に定めることとし、利用時間は各施設・場所の定めるとおりとする。ただし、町が必要と認めたときは、利用者に事前に通知することなく、利用場所及び利用時間を変更することができる。

（料金）

第5条 本サービスの利用に係る料金は、無料とする。

（利用条件）

第6条 利用者は、本サービス利用に際し「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」その他関係法令等を遵守しなければならない。

2 利用者は、本サービスの利用に際し次の掲げるものを準備するものとする。

（1） 本サービスに接続できる Wi-Fi 機能および Web ブラウザを搭載した通信機器

（2） 利用者が用意した通信機器及びその付属機器等に供給する電源

3 本サービスを利用するための通信機器等の設定および操作は利用者が行うものとする。

4 本サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの必要な対策は、利用者が行うものとする。

5 本サービスの利用者は、他者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとする。

（利用の停止）

第7条 町は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができるものとする。

（1） 本規約に違反した場合

(2) その他利用者として不適切であると町が判断した場合

(利用履歴の取得及び利用目的)

第8条 町は、次に掲げる目的のため、本サービスの利用時間、利用アクセスポイント、利用情報通信端末の個体識別番号(MACアドレス)の情報を、利用者が本サービスを利用した時に、利用履歴として取得することができるものとする。

(1) 本サービスの利用状況を調査する場合

(2) 本サービスの内容の見直し又は改善等を図るために、統計データとして利用する場合

(禁止事項)

第9条 利用者は、本サービスを通じて次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の利用者若しくは町の財産権、プライバシー権、著作権その他の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為

(2) 前号に掲げる行為のほか、他者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為

(3) 誹謗中傷する行為

(4) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為

(5) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為

(6) 性風俗、宗教、政治に関する活動

(7) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為

(8) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為

(9) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は町が不適切であると判断する行為

(運用の中止)

第10条 町は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に通知することなく本サービスの運用を中止することができる。

(1) 本サービスのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合

(2) 戦争、暴動、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態等により、本サービスの運用が通常どおり行うことができない場合

(3) 本サービスに係る設備の障害、ネットワークの障害、その他やむを得ない事由がある場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、町が本サービスの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

(免責事項)

第 11 条 町は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 本サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止（第 7 条による利用の停止及び第 10 条による運用の中止を含む。）に伴う損害、本サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のパソコン等のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩その他本サービスに関連して発生した利用者及び第三者の損害について、町は一切責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものものとする。

4 本サービスへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。この場合において、本サービス接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、ウェブブラウザ等によって、本サービスを利用できない場合があっても、町は一切責任を負わないものとする。

5 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、町は一切責任を負わないものとする。

6 町は、本サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のウェブサイトへの接続を制限することができるものとする。

(利用規約の変更)

第 12 条 町は、利用者の承諾を得ることなく、この利用規約を変更することができる。

附 則

この利用規約は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。